

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の記載例について

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の使用に当たっては、本「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の記載例」（以下「本記載例」という。）を参考として、関係法令等を遵守し、また職業倫理に従って適正に使用するようお願いいたします。

以下に留意事項と補足説明を記します。

- 1 業務の依頼を受けた不動産の所有者（依頼者を含む）に関する戸籍謄本・住民票の写し等（以下「戸籍謄本等」という。）を請求する場合であっても、事前に当事者の承諾を必要とすることが原則です。
- 2 業務の依頼を受けた不動産の所有者以外の者に関する戸籍謄本等を請求する場合にあつては、他の方法によっては業務を遂行するために必要となる情報を得ることができないときに限り使用することができるものであり、この場合において取得できる情報は、業務遂行上必要最小限のものに限られます。
- 3 取得した個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に行うこと。
- 4 本記載例についての補足説明
 - (1) 例05-1：(4)欄は「戸籍の表示」で足りる。

利用目的の種別2の依頼者について該当する事由欄は、住民票の場合は「住基法第12条の3第1項第3号」をチェックすれば足りるが、除票の場合は「住基法第15条の4第3項第3号」を本欄に追記する。
 - (2) 例05-2：利用目的の種別2の依頼者について該当する事由は、戸籍の附票の写しの場合「住基法第20条第3項第3号」であるからこれを本欄に追記する。

以上

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 記載例リスト

- 例01 建物表題登記：申請人の住民票を請求
- 例02 分筆登記：申請人の相続証明書として戸籍謄本等を請求
- 例03 法定相続情報の作成のため戸籍謄本等を請求
- 例04 地積更正登記：境界協議の相手方の所有権の登記名義人の住民票を請求
- 例05-1 分筆登記：境界の確認に必要な関係地の所有者を特定するため住民票等を請求
- 例05-2 分筆登記：境界の確認に必要な関係地の所有者を特定するため戸籍の附票を請求
- 例06 境界確認：境界の確認に必要な関係地の所有者を特定するため戸籍謄本等を請求
- 例07 筆界特定：手続の継承のため戸籍謄本等を請求
- 例08 ADR：申立ての相手方(相続人)の特定のため戸籍謄本等を請求
- 例09 国又は地方公共団体から受託した相続人調査業務のため戸籍謄本等を請求

以下は、請求者欄のみについての記載例

- 例10 補助者が請求の任に当たる場合
- 例11 法人の代表社員が請求の任に当たる場合
- 例12 代表社員を定めていない法人の社員が請求の任に当たる場合
- 例13 代表社員を定めている法人の社員である土地家屋調査士が請求の任に当たる場合
- 例14 法人の使用人である土地家屋調査士が請求の任に当たる場合
- 例15 従たる事務所の代表権を有する社員が請求の任に当たる場合
- 例16 法人の補助者が請求の任に当たる場合



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

A 市 長 殿 令和 年 月 日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍 謄本・抄本 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧	1 通
(1)本一籍・住所	A市B町一丁目2番3号	
(2)筆頭者の氏名・世帯主の氏名	甲野 一郎	
(3)請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) コウノイチロウ 氏名 甲野 一郎 生年月日 明治・大正(昭和)平成 西暦 年 月 日	範囲 本人
(4)住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項	省略	
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合(戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き)	事件及び代理手續の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的	
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合(戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外)	事件の種類：建物表題登記 依頼者の氏名又は名称：甲野 一郎 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項： 1号 2号 3号 住基法第12条の3第1項： 1号 2号 3号 上記に該当する具体的事由 建物表題登記の申請の添付情報として、 地方法務局 支局に提供する。	
(5)請求者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	土地家屋調査士会所属 県 市 町一丁目 番 号 土地家屋調査士 事務所 土地家屋調査士 電話番号 (00) 0000 - 0000 登録番号 第 0000 号 民間紛争解決手續代理関係業務認定番号 第 号	
(6)使者(補助者) 事務所所在地 氏名	印	

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、 県土地家屋調査士会事務局 電話() -]

- (注) (1) (2) 欄... 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄... 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。
- (4) 欄... 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう(外国人住民にあっては、同法第7条4号、第10号から第12号及び第14号、国籍・地域、第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう)。外国人住民について基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。
- (5) 欄... 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手續代理関係業務認定番号(法人の場合は社員の同認定番号)を記載する。



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

A 市 長 殿 令和 年 月 日

請求の種別	(戸籍)除籍(原)戸籍 (謄本)・抄本 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧	各1通
(1) 本籍・一住所	A市B町一丁目2番地	
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名	甲野 太郎	
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) コウノタロウ 氏名 甲野 太郎 生年月日 明治(大正) 昭和・平成 西暦 年 月 日	範囲
(4) 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合(戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き)	事件及び代理手續の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的	
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合(戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外)	事件の種類: 分筆登記 依頼者の氏名又は名称: 甲野 一郎 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項: 1号 2号 3号 住基法第12条の3第1項: 1号 2号 3号 上記に該当する具体的事由 平成 年 月 日死亡した被相続人甲野太郎の所有する 県 市 丁目 番 の土地について、相続人からする分筆登記の申請の添付情報(相続証明情報)として、 地方法務局 支局に提供する。	
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	土地家屋調査士会所属 県 市 町一丁目 番 号 土地家屋調査士 事務所 土地家屋調査士 電話番号 (00) 0000 - 0000 登録番号 第 0000 号 民間紛争解決手續代理関係業務認定番号 第 号	
(6) 使者(補助者) 事務所所在地 氏名	印	

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、 県土地家屋調査士会事務局 電話() -]

- (注) (1) (2) 欄... 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄... 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。
- (4) 欄... 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう(外国人住民にあっては、同法第7条4号、第10号から第12号及び第14号、国籍・地域、第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう)。外国人住民について基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。
- (5) 欄... 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手續代理関係業務認定番号(法人の場合は社員の同認定番号)を記載する。

<http://www.chosashi.or.jp/>

〔日本土地家屋調査士会連合会統一用紙〕



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

A 市 長 殿 令和 年 月 日

請求の種別	戸籍 除籍 原戸籍 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧	謄本・抄本 各1通
(1) 本籍・一住所	A市B町一丁目2番地	
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名	甲野 太郎	
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) コウノタロウ 氏名 甲野 太郎 生年月日 明治(大正) 昭和・平成 西暦 年 月 日	範囲
(4) 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合(戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き)	事件及び代理手續の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的	
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合(戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外)	事件の種類：法定相続情報一覧図の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出の代理 依頼者の氏名又は名称：甲野 一郎 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項： <input checked="" type="checkbox"/> 号 2号 3号 住基法第12条の3第1項： 1号 2号 3号 上記に該当する具体的事由 令和 年 月 日死亡した被相続人甲野太郎の相続人として、相続に起因する手續をするため。	
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	土地家屋調査士会所属 県 市 町一丁目 番 号 土地家屋調査士 事務所 土地家屋調査士 電話番号 (00) 0000 - 0000 登録番号 第 0000 号 民間紛争解決手續代理関係業務認定番号 第 号	
(6) 使者(補助者) 事務所所在地 氏 名	印	

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、 県土地家屋調査士会事務局 電話() -]

- (注) (1) (2) 欄... 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄... 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。
- (4) 欄... 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう(外国人住民にあっては、同法第7条4号、第10号から第12号及び第14号、国籍・地域、第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう)。外国人住民について基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。
- (5) 欄... 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手續代理関係業務認定番号(法人の場合は社員の同認定番号)を記載する。



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

A 市 長 殿 令和 年 月 日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍 謄本・抄本 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧	1 通
(1) 本籍・住所	A市B町一丁目3番5号	
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名	乙山 次郎	
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) オツヤマジロウ 氏名 乙山 次郎 生年月日 明治・大正(昭和)平成 西暦 年 月 日	範囲 本人
(4) 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項	省略	
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合(戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き)	事件及び代理手續の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的	
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合(戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外)	事件の種類: 地積更正登記 依頼者の氏名又は名称: 甲野 一郎 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項: 1号 2号 3号 住基法第12条の3第1項: 1号 2号 3号 上記に該当する具体的事由 甲野一郎が所有する 県 市 町 番 の土地について、筆界の現地における位置を明らかにするため、隣接地 番 の土地の所有権の登記名義人乙山次郎と現地立会及び確認を行い、境界確認書を取り交わした。当該境界確認書は、登記申請の添付情報とするところ、これに記載された乙山次郎の現在の住所が登記記録上の住所と異なるため、所有権の登記名義人乙山次郎本人に相違ないことを証する必要があるため、住所の移転の事実を証する情報として、 地方方法務局 支局に提供する。	
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	土地家屋調査士会所属 県 市 町一丁目 番 号 土地家屋調査士 事務所 土地家屋調査士 電話番号 (00) 0000 - 0000 登録番号 第 0000 号 民間紛争解決手續代理関係業務認定番号 第 号	
(6) 使者(補助者) 事務所所在地 氏名	印	

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、 県土地家屋調査士会事務局 電話() -]

- (注) (1) (2) 欄... 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄... 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。
- (4) 欄... 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう(外国人住民にあっては、同法第7条4号、第10号から第12号及び第14号、国籍・地域、第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう)。外国人住民について基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。
- (5) 欄... 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手續代理関係業務認定番号(法人の場合は社員の同認定番号)を記載する。

<http://www.chosashi.or.jp/>

[日本土地家屋調査士会連合会統一用紙]



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

A 市 長 殿 令和 年 月 日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍 謄本・抄本 住民票・除票 戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧	1 通
(1) 本籍・住所	A市B町一丁目3番5号	
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名	乙山 一郎	
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) オツヤマイチロウ 氏名 乙山 一郎 生年月日 明治・大正・昭和・平成 西暦 年 月 日	本人
(4) 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項	戸籍の表示	
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合(戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き)	事件及び代理手續の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的	
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合(戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外)	事件の種類：分筆登記 依頼者の氏名又は名称：甲野 三郎 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項： 1号 2号 3号 住基法第15条の4第3項第3号 住基法第12条の3第1項： 1号 2号 3号 上記に該当する具体的事由 甲野三郎が所有する 県 市 町 番 の土地について、筆界の現地における位置を明らかにするため、同所 番 の土地の所有者との現地立会・確認が必要となること、所有権の登記名義人乙山一郎は登記記録上の住所に居住しておらず、また同所宛の郵便も不達であり、同人の住所を確認して連絡を取る必要があり、戸籍の附票を確認するため本籍地を把握する必要がある。	
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	土地家屋調査士会所属 県 市 町一丁目 番 号 土地家屋調査士 事務所 土地家屋調査士 電話番号 (00) 0000 - 0000 登録番号 第 0000 号 民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第 号	
(6) 使者(補助者) 事務所所在地 氏名	印	

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、 県土地家屋調査士会事務局 電話() -]

- (注) (1) (2) 欄... 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄... 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。
- (4) 欄... 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう(外国人住民にあっては、同法第7条4号、第10号から第12号及び第14号、国籍・地域、第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう)。外国人住民について基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。
- (5) 欄... 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手続代理関係業務認定番号(法人の場合は社員の同認定番号)を記載する。



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

A 市 長 殿 令和 年 月 日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍 住民票・除票	謄本・抄本 戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書	1 通
(1) 本籍・住所	A市B町一丁目3番		
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名	乙山 一郎		
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) オツヤマイチロウ 氏名 乙山 一郎 生年月日 明治 (大正) 昭和・平成 西暦 年 月 日	範囲	
(4) 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項			
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項		
1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合(戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き)	事件及び代理手續の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的		
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合(戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外)	事件の種類：分筆登記 依頼者の氏名又は名称：甲野 三郎 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項： 1号 2号 3号 住基法第20条第3項第3号 住基法第12条の3第1項： 1号 2号 3号 上記に該当する具体的事由 甲野三郎が所有する 県 市 町 番 の土地について、筆界の現地における位置を明らかにするため、同所 番 の土地の所有者との現地立会・確認が必要となること、所有権の登記名義人乙山一郎は登記記録上の住所に居住しておらず、また同所宛の郵便も不達のため、同人の住所を確認して連絡を取る必要があるため。		
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	土地家屋調査士会所属 県 市 町一丁目 番号 土地家屋調査士 事務所 土地家屋調査士 電話番号 (00) 0000 - 0000 登録番号 第 0000 号 民間紛争解決手續代理関係業務認定番号 第 号		
(6) 使者(補助者) 事務所所在地 氏名	印		

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、 県土地家屋調査士会事務局 電話() -]

- (注) (1) (2) 欄... 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄... 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。
- (4) 欄... 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう(外国人住民にあっては、同法第7条4号、第10号から第12号及び第14号、国籍・地域、第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう)。外国人住民について基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。
- (5) 欄... 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手續代理関係業務認定番号(法人の場合は社員の同認定番号)を記載する。



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

A 市 長 殿 令和 年 月 日

請求の種別	戸籍 <input checked="" type="checkbox"/> 除籍 <input checked="" type="checkbox"/> 原戸籍 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本 <input type="checkbox"/> 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧	各1通
(1) 本籍・住所	A市B町一丁目3番	
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名	乙山 四郎	
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) オツヤマシロウ 氏名 乙山 四郎 生年月日 明治 (大正) 昭和・平成 西暦 年 月 日	範囲
(4) 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合(戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き)	事件及び代理手續の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的	
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合(戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外)	事件の種類：境界確認 依頼者の氏名又は名称：甲野 三郎 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項： 1号 2号 3号 住基法第12条の3第1項： 1号 2号 3号 上記に該当する具体的事由 甲野三郎が所有する 県 市 町 番 の土地について、筆界の現地における位置を明らかにするため、同所 番 の土地の所有者との現地立会・確認が必要となること、所有権の登記名義人乙山四郎は死亡しているため、戸籍謄本等の記載事項を確認して相続人を特定して連絡を取る必要があるため。	
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	土地家屋調査士会所属 県 市 町一丁目 番号 土地家屋調査士 事務所 土地家屋調査士 電話番号 (00) 0000 - 0000 登録番号 第 0000 号 民間紛争解決手續代理関係業務認定番号 第 号	
(6) 使者(補助者) 事務所所在地 氏名	印	

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、 県土地家屋調査士会事務局 電話() -]

- (注) (1) (2) 欄... 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄... 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。
- (4) 欄... 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう(外国人住民にあっては、同法第7条4号、第10号から第12号及び第14号、国籍・地域、第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう)。外国人住民について基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。
- (5) 欄... 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手續代理関係業務認定番号(法人の場合は社員の同認定番号)を記載する。



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

A 市 長 殿 令和 年 月 日

請求の種別	戸籍・除籍 原 戸籍 (謄本)・抄本 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧	各1通
(1) 本籍・一住所	A市B町一丁目2番地	
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名	甲野 太郎	
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) コウノタロウ 氏名 甲野 太郎 生年月日 明治 (大正) 昭和・平成 西暦 年 月 日	範囲
(4) 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合(戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き)	事件及び代理手続の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的 事件の種類：筆界特定手続 代理手続：筆界特定手続の代理 地方務局令和 年 月 日第 号筆界特定手続の申請人甲野太郎が令和 年 月 日死亡したため、相続人が手続の承継をすることの申出に利用。	
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合(戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外)	事件の種類： 依頼者の氏名又は名称： 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項： 1号 2号 3号 住基法第12条の3第1項： 1号 2号 3号 上記に該当する具体的事由	
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	土地家屋調査士会所属 県 市 町一丁目 番 号 土地家屋調査士 事務所 土地家屋調査士 電話番号 (00) 0000 - 0000 登録番号 第 0000 号 民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第 号	
(6) 使者(補助者) 事務所所在地 氏 名	印	

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、 県土地家屋調査士会事務局 電話() -]

- (注) (1) (2) 欄... 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄... 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。
- (4) 欄... 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう(外国人住民にあっては、同法第7条4号、第10号から第12号及び第14号、国籍・地域、第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう)。外国人住民について基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。
- (5) 欄... 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手続代理関係業務認定番号(法人の場合は社員の同認定番号)を記載する。



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

A 市 長 殿 令和 年 月 日

請求の種別	(戸籍)除籍(原戸籍) (謄本)・抄本 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧	各1通
(1) 本籍・一住所	A市B町一丁目3番地	
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名	乙山 一郎	
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) オツヤマイチロウ 氏名 乙山 一郎 生年月日 明治(大正) 昭和・平成 西暦 年 月 日	範囲
(4) 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合(戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き)	事件及び代理手續の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的 事件の種類：土地の所有権の範囲の確認及び所有権に基づく妨害排除請求 代理手續：民間紛争解決手續の代理 境界センターに申し立てる民間紛争解決手續の相手方(相続人)の特定のため。	
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合(戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外)	事件の種類： 依頼者の氏名又は名称： 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項： 1号 2号 3号 住基法第12条の3第1項： 1号 2号 3号 上記に該当する具体的事由	
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	土地家屋調査士会所属 県 市 町一丁目 番 号 土地家屋調査士 事務所 土地家屋調査士 電話番号 (00) 0000 - 0000 登録番号 第 0000 号 民間紛争解決手續代理関係業務認定番号 第 000000 号	
(6) 使者(補助者) 事務所所在地 氏名	印	

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、 県土地家屋調査士会事務局 電話() -]

- (注) (1) (2) 欄... 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄... 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。
- (4) 欄... 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう(外国人住民にあっては、同法第7条4号、第10号から第12号及び第14号、国籍・地域、第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう)。外国人住民について基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。
- (5) 欄... 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手續代理関係業務認定番号(法人の場合は社員の同認定番号)を記載する。

<http://www.chosashi.or.jp/>

〔日本土地家屋調査士会連合会統一用紙〕



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

A 市 長 殿 令和 年 月 日

請求の種別	戸籍 除籍 原戸籍 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧	謄本・抄本 各1通
(1) 本籍・住所	A市B町一丁目3番	
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名	乙山 一郎	
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) オツヤマイチロウ 氏名 乙山 一郎 生年月日 明治 (大正)・昭和・平成 西暦 年 月 日	範囲
(4) 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合(戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き)	事件及び代理手續の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的	
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合(戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外)	事件の種類： 市の空家等対策事業の実施にあたり受託した相続人調査業務 依頼者の氏名又は名称： 市(担当者： 部 課 丙川次郎 電話00-0000-0000) 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項： 1号 2号 3号 住基法第12条の3第1項： 1号 2号 3号 上記に該当する具体的事由 市の空家等対策事業(市空家対策条例第 条)を遂行するための被相続人乙山一郎の相続人調査(空家等対策の推進に関する特別措置法9条第1項)のため。	
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	土地家屋調査士会所属 県 市 町一丁目 番 号 土地家屋調査士 事務所 土地家屋調査士 電話番号 (00) 0000 - 0000 登録番号 第 0000 号 民間紛争解決手續代理関係業務認定番号 第 号	
(6) 使者(補助者) 事務所所在地 氏名	印	

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、 県土地家屋調査士会事務局 電話() -]

- (注) (1) (2) 欄... 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄... 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。
- (4) 欄... 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう(外国人住民にあっては、同法第7条4号、第10号から第12号及び第14号、国籍・地域、第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう)。外国人住民について基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。
- (5) 欄... 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手續代理関係業務認定番号(法人の場合は社員の同認定番号)を記載する。

【例10】補助者が請求の任に当たる場合

(5) 請 求 者 事 務 所 所 在 地 事 務 所 名 (法 人 名) 資 格 ・ 氏 名 電 話 番 号 登 録 番 号 ・ 認 定 番 号	県土地家屋調査士会所属 県 市 一 丁 目 番 号 土地家屋調査士 事務所 土地家屋調査士 調査士 一郎 電話番号 (000) 000 - 0000 登録番号 第 0000 号 民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第 000000 号	職印
(6) 使 者 (補 助 者) 事 務 所 所 在 地 氏 名	上記に同じ 補助 三郎	認印

注 当該補助者の本人確認書類として補助者証を提示する。

【例11】法人の代表社員が請求の任に当たる場合

(5) 請 求 者 事 務 所 所 在 地 事 務 所 名 (法 人 名) 資 格 ・ 氏 名 電 話 番 号 登 録 番 号 ・ 認 定 番 号	県土地家屋調査士会所属 法人番号：00 - 000000号 県 市 一丁目 番 号 土地家屋調査士法人 法 人 職 印 土地家屋調査士 代表社員 調査士 太郎 電話番号 (000) 000 - 0000 登録番号 第 号 民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第000000号
(6) 使 者 (補 助 者) 事 務 所 所 在 地 氏 名	 印

注 代表社員の本人確認書類及び資格証明書を提示（提供）する。

登録番号の記載は不要。調査士法3条1項7号の業務による請求の場合は認定番号を記載する。

職印は、法人の職印を押印する。（調査士会会則モデル改正案にしたがった改正の後には、当該代表社員の法人職印（右の例）による。）

法人代表
社員職印

【例12】代表社員を定めていない法人の社員が請求の任に当たる場合

(5) 請 求 者 事 務 所 所 在 地 事 務 所 名 (法 人 名) 資 格 ・ 氏 名 電 話 番 号 登 録 番 号 ・ 認 定 番 号	県土地家屋調査士会所属	法人番号：00-000000号
	県 市 一 丁 目 番 号	
	土地家屋調査士法人	法人 職 印
	土地家屋調査士 社員 調査士 花子	
	電話番号 (000) 000 - 0000	
登録番号第 号	民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第 000000 号	
(6) 使 者 (補 助 者) 事 務 所 所 在 地 氏 名		印

注 当該社員の本人確認書類及び登記事項証明書を提示（提供）する。

登録番号の記載は不要。調査士法3条1項7号の業務による請求の場合は認定番号を記載する。

職印は、法人の職印を押印する。（調査士会会則モデルの改正案にしたがった改正の後は、当該社員の法人職印（右の例）による。）

法人
社 員
職 印

【例13】代表社員を定めている法人の社員である土地家屋調査士が請求の任に当たる場

(5) 請 求 者 事 務 所 所 在 地 事 務 所 名 (法 人 名) 資 格 ・ 氏 名 電 話 番 号 登 録 番 号 ・ 認 定 番 号	県土地家屋調査士会所属	法人番号：00 - 000000号
	県 市 一 丁 目 番 号	
	土地家屋調査士法人	法人 職 印
	土地家屋調査士 代表社員 調査士 太郎	
	電話番号 (000) 000 - 0000	
登録番号第 号	民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第 000000 号	
(6) 使 者 (補 助 者) 事 務 所 所 在 地 氏 名	上記に同じ 社員 土地家屋調査士 調査士 二郎	認印

注 当該社員の本人確認書類並びに(代表)社員からの委任状及び登記事項証明書を提示(提供)する。

登録番号の記載は不要。調査士法3条1項7号の業務による請求の場合は認定番号を記載する。

職印は、法人の職印を押印する。(調査士会会則モデルの改正案にしたがった改正の後には、代表社員の法人職印(右の例)による。)

法人代表
社員職印

【例14】法人の使用人である土地家屋調査士が請求の任に当たる場合

(5) 請 求 者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資 格 ・ 氏 名 電 話 番 号 登録番号・認定番号	県土地家屋調査士会所属	法人番号：00-000000号
	県 市 一丁目 番 号	
	土地家屋調査士法人	法人 職 印
	土地家屋調査士 (代表)社員 調査士 一郎	
	電話番号 (000) 000 - 0000	
登録番号第 号	民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第 000000 号	
(6) 使 者 (補 助 者) 事務所所在地 氏 名	上記に同じ 使用人 土地家屋調査士 調査士 三郎	認印

注 当該使用人の本人確認書類並びに(代表)社員からの委任状及び登記事項証明書を提示(提供)する。

登録番号の記載は不要。調査士法3条1項7号の業務による請求の場合は認定番号を記載する。

職印は、法人の職印を押印する。(調査士会会則モデルの改正案にしたがった改正の後は、(代表)社員の法人職印(右の例)による。)



【例15】従たる事務所の代表権を有する社員が請求の任に当たる場合

(5) 請 求 者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資 格 ・ 氏 名 電 話 番 号 登録番号・認定番号	県土地家屋調査士会所属	法人番号：00-00000-00-00000号	
	県 市 一丁目 番 号(従たる事務所)		
	土地家屋調査士法人 事務所		従事務 所職印
	土地家屋調査士 社員 調査士 花子		
	電話番号 (000) 000 - 0000		
登録番号第 号	民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第 000000 号		
(6) 使者(補助者) 事務所所在地 氏 名			印

注 当該社員の本人確認書類及び登記事項証明書を提示(提供)する。

登録番号の記載は不要。調査士法3条1項7号の業務による請求の場合は認定番号を記載する。

職印は、法人の職印を押印する。(調査士会会則モデルの改正案にしたがった改正の後は、当該社員の法人職印(右の例)による。)

法 人
社 員
職 印

【例16】法人の補助者が請求の任に当たる場合

(5) 請 求 者 事 務 所 所 在 地 事 務 所 名 (法 人 名) 資 格 ・ 氏 名 電 話 番 号 登 録 番 号 ・ 認 定 番 号	県土地家屋調査士会所属	法人番号：00 - 000000号
	県 市 一 丁 目 番 号	
	土地家屋調査士法人	法人 職 印
	土地家屋調査士 (代表)社員 調査士 太郎	
	電話番号 (000) 000 - 0000	
登録番号第 号	民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第 000000 号	
(6) 使 者 (補 助 者) 事 務 所 所 在 地 氏 名	上記に同じ 補助 四郎	認印

注 当該補助者の本人確認書類として補助者証及び登記事項証明書(資格証明書)を提示(提供)する。

登録番号の記載は不要。調査士法3条1項7号の業務による請求の場合は認定番号を記載する。

職印は、法人の職印を押印する。(調査士会会則モデルの改正案にしたがった改正の後は、(代表)社員の法人職印(右の例)による。右の例による。)

法人(代
表)社員
職 印